

第8回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和2年8月24日(月)午後1時30分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(13名)

1番 佐々木康二	8番 田中 信幸
2番 高橋 裕一	9番 舟山 賢治
3番 藤中 敏彦	10番 福田はるみ
4番 朴谷 和夫	11番 木下 和夫
5番 窪 郁夫	12番 太田 正人
6番 杉山 央	13番 住田 哲也
7番 荒川 敏幸	
5. 欠席委員(0名)
6. 議事日程

日程第1	議案第27号	土地の現況証明書の交付について
日程第2	議案第28号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦
事務局主事	田澤 幸弥
8. 会議の概要 開会 午後1時24分

局長： 出席予定の皆さんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

議員：「よろしく願います。」

局長： それでは只今より、令和2年第8回の農業委員会総会を開会いたします。皆さんご承知のとおり、今日も暑い、今週いっぱい暑い日が続くようですが、特にハウス作業の方、熱中症対策、水分を摂りながら、これから9月、まだまだ収穫期でありますので、健康面には気を付けていただきたいと思えます。先月、総会が開催され役員改選も行われましたが、新しい委員さん6名の方については、今回が第1回目の総会と感じております。これからまだまだ長く続きますので、よろしく願いたいと思えますし、8月、9月は少し案件が少ないかもしれませんが、総会の中で皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと思えますので、今後ともよろしく願いたいと思えます。

局長： それでは、本日の会議録署名委員は、議席1番、佐々木代理、議席2番、高橋委員にお願いいたします。只今の出席委員は13名全員であります。

局長： それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第1、「議案第27号、土地の現況証明書の交付について」3件、日程第2、「議案第28号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」及び「その他」でございます。

議長： 以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをお開き下さい。

議長： 日程第1、議案第27号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。それでは番号1について事務局より説明をお願いします。

議長： はい、議案第27号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和2年8月24日提出、当麻町農業委員会会長名。

議長： 番号1でございます。地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇㎡、申請人氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、所有者氏名、〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、7月30日、佐々木代理と太田委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇、議案〇ページの〇番の図面箇所、所有者であります〇〇さんの住宅横でございます。当該地横の〇〇〇〇番〇の土地に昭和〇年頃、農業用倉庫を建設した際、土地の境界を確認しないまま施工されたものと思われ、建物の一部が当該地に架かっていることが判明したため、今回、必要面積を〇〇〇〇番〇より分筆を行い、申請するものでございます。現地の状況は、長年、農地としては利用されておらず、今後においても同様の使用が見込まれることから、農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、議案第27号の番号1について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

議員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第27号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

議員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。番号1番については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

議長： 続きまして、番号2番について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号2でございます。地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、すべて田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、7月30日、佐々木代理と太田委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇、議案〇ページの〇番の図面箇所、所有者の弟、〇〇〇〇さんの住宅前及び裏手でございます。現地の状況は、平成〇年に〇〇さんが購入をされておりますが、購入以前の所有者の時代より、住宅用通路及び農業用倉庫敷地として長年使用されており、今後においても同様の使用が見込まれることから、農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： 只今、議案第27号の番号2番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第27号の番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【 全 員 挙 手 】

議 長： はい、賛成全員であります。番号2番については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

続きまして、番号3番について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号3、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、すべて田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、8月7日、杉山委員と福田委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇、議案〇ページの〇番の図面箇所、〇〇さんのご実家である、旧〇〇さん住宅前でございます。現地の状況は、10年ほど前より、亡くなられたお父さんが離農されて以降、農地として使用されておらず、敷地の大半に樹木が生育しており、農地としての利用は難しく、農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： 只今、議案第27号の番号3番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第27号の番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【 全 員 挙 手 】

議 長： はい、賛成全員であります。番号3番については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

続きまして、6ページの日程第2、議案第28号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第28号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、次のとおり、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をすることについて審議を求める。令和2年8月24日提出、当麻町農業委員会会長名。

別にお配りしております資料1をご覧ください。昨年10月以降に連続して発生しました、農地転用に係る収賄や虚偽の申請などの農業委員の不祥事を受けまして、昨年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、

農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことが確認されました。

これを受けまして、全国の農業委員会においても年1回以上、総会の場において、法令遵守の申し合わせ決議を行う事となったものでございます。

本年は、農業委員の改選が行われた事もあり、改選後速やかに実施するよう要請もありましたので、本総会に議案を上程させていただいております。議案7ページをお開き願います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)を読み上げますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」、私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんの事、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。記、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用する事。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する事。2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する事。令和2年8月24日、当麻町農業委員会。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第28号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第28号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。議案第28号については原案のとおり決定をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： はい。農林業振興課からは特にございません。

議長： はい。農業センター。

農業センター： はい、農業センターから新型コロナウイルス感染症に関連した補助事業についてお知らせいたします。前回の総会にて3つ程、補助事業についてご説明させていただいておりますけれども、新たに8月のクミカン配送にて、対象者の方へ家賃支援給付金のご案内をさせていただいております。

家賃支援給付金につきましては、土地と建物の賃料に対する負担を軽減する事を目的に給付されるものであり、農地の賃貸についても含まれております。給付条件につきましては、ほぼ持続化給付金と同条件であり、賃料の月額により給付率は変わりますが、賃料月額の3分の2から3分の1の間で6か月分が支給され、個人事業主で300万円、法人で600万円を上限に支給さ

れます。申請の期限は令和3年1月15日までとなっておりますが、申請の際に賃料の支払い実績が分かるものを添付しなければならない事から、実質、小作料金の精算が終了してから申請のが可能となります。また、こちらについてはこれからご案内する部分ではございますが、「北海道経営持続化臨時特別支援金」の案内を予定しております。簡単にご説明させていただきますと、こちらにつきましても、国の持続化給付金と同じような要件となっております。持続化給付金を受給した事業者に対して、北海道から5万円の支援金が支給されるものでございます。

続きまして「経営所得安定対策」の「畑作物の直接支払交付金」の「面積払」についてですが、8月19日付けで入金されておりますのでご報告させていただきます。最後に、不稔調査につきまして、8月27日、28日、今週の木曜日と金曜日になりますが、行う予定となっておりますので併せてご報告させていただきます。以上です。

議 長： はい、土地改良区。

土地改良区： 土地改良区からはございません。

議 長： 農協。

農 協： 特にありません。

議 長： はい、普及センター。

普及センター： 特にごございません。

議 長： はい、共済組合。

共済組合： はい、8月31日、13時30分から評価会議をまとめるで行いますので、よろしくお願いたします。それから、水稻の損害通知書の受付として9月3、4日で駐在いたしますのでよろしくお願いたします。あと、既に発送は終了しておりますが、麦共済と畑作物共済の損害通知書に関しては随時、提出をお願いします。以上です。

議 長： はい、関係機関の皆さんありがとうございます。以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いたします。

議 長：【 事 務 連 絡 】

議 長： それでは、次回、令和2年9月の農業委員会総会の日程であります。9月は今のところ審議案件がありませんので、総会は開催しない予定ですが、例年実施している、農地パトロール推進会議の開催を予定しております。9月25日、金曜日、午前8時45分からの予定といたしますので、大変お忙しい時期とは思いますが、委員の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員：「ご苦労さまでした。」

閉会 午後 1時44分